

どう変わる国保制度

県試算でも高すぎる国保税



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団会議
事務局藤田正雄 Tel.55-1128

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

来年4月より国保制度が大きく変わります。国保税のあり方を考える上で重要な時期です。この時期に、米原市の状況と国保税の引き下げについて考えてみました。

変わる国保

共産党が行った市民アンケートでも高い国保税を何とかしてほしいとの市民の声はたくさん出ていました。また市議会定例会でも国保税引下げの一般質問を行ってきました。

政府が行う来年4月からの国保制度の変更に伴い国保税がどうなるのかと、市民の関心が寄せられています。また国保加入者の約8割を非正規雇用や年金生活の低所得者が占める中、制度改悪でさらなる生活苦を強いられるのではないかと不安が広がっています。

国民健康保険の「都道府県化」とは

新制度は、国保の財政運営を市町から県に移し、医療機関等への支払いは、県がまとめて行います。ただし各種の届出等は市町で行い、国保税は今後も市町が徴収します。そして集めた国保税は他の財源と併せて、国保事業納付金として県に納めます。

標準国保税率

その市町の国保税率は県が市町ごとに示す「標準保険税(料)率」を「参考」にして決めます。現在、国はその試算を都道府県ごとに行わせており、多くの都道府県で試算結果を公表しています。滋賀県は、先月26日に開催された県国民健康保険運営協議会で保険料や標準保険料率の試算結果を示しました。

県の試算結果

米原市の国保税平成28年度比較で1人あたり6,377円の減額となりました(別表のとおり)。

試算は、①平成29年度から新制度を導入したものと仮定し、②医療給付費は平成29年2月診療分までの実績を反映し推計、③平成30年度から拡充される公費(全国で1,700億円)を反映して行われたもので、各市町の来年度予算編成の基礎となります。試算によると、県下市町平均では、1.29%上昇していますが、米原市では7.47%下降するとされています。

市町	①平成28年度1人当たり国保税	②平成29年度1人当たり国保税 (試算結果)	①-② (額)	①-② (率)
米原市	85,419円	79,042円	△6,377円	-7.47%
県平均	94,421円	95,639円	1,218円	1.29%

米原市の特徴

今回の試算結果で米原市の国保の特徴が明らかになっています。

その第1は、高齢者が多いことです。国保加入者中の65歳から74歳の加入割合が47.55%で県下2番目に多いことから医療費が高くなっています。

第2には国保加入者の所得が低いことです(別表)。県平均より49千円低くなっています。このような要素を県で調整した結果、国保税が試算されました。

市町	1人あたり基準所得
米原市	506,927円
県平均	555,888円

※米原市は県下17位、市では最下位です。

国保税の引き下げを

今回の改正で、県で国保財政の安定化基金が作られています。特別の事情で納付金が納められない場合は、基金で対応することになっています。このようなことから米原市では1億2千万円の基金と1億7千万円の繰越金(平成28年度)があり、これらを活用することも可能です。高齢者が多く、また低所得者が多い米原市の医療におけるセーフティーネットとしての国保に相応しい税率の設定を強く求めます。



雑感

請願権とは、国や公共団体等の諸機関に対して、その職務権限に属するあらゆる事項について要望を述べることのできる権利をいいます。憲法の16条で規定されています。議会では、1人以上の紹介議員があれば議会に提出することができます。請願権活用は市民の権利。